

## 令和 3 年 第 10 回白石町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和 3 年 10 月 5 日 (火) 午前 9 時 00 分 ～ 10 時 00 分
  2. 開催場所 福富ゆうあい館 多目的ホール
  3. 出席委員 (35 人)

1 番 木下善明 委員	2 番 溝口俊弘 委員	3 番 外尾正則 委員
4 番 藤井啓二 委員	5 番 森口弘実 委員	6 番 大串 勝 委員
7 番 川崎勝巳 委員	8 番 渕上 誠 委員	9 番 久原 勤 委員
10 番 川崎哲朗 委員	11 番 池上勝文 委員	13 番 橋本重吉 委員
14 番 香月幸雄 委員	15 番 山下正行 委員	16 番 江口和広 委員
17 番 土井哲夫 委員	18 番 津田 保 委員	19 番 森 邦之 委員
20 番 有田勝也 委員	21 番 川崎敏樹 委員	22 番 中村康則 委員
23 番 香月伸幸 委員	24 番 溝上博信 委員	25 番 岩石 学 委員
26 番 川崎照子 委員	27 番 田口千津子委員	28 番 片渕秋正 委員
29 番 香月藤芳 委員	30 番 香月一夫 委員	31 番 松尾利助 委員
32 番 光武直広 委員	33 番 筒井政信 委員	34 番 外尾美津子委員
35 番 一ノ瀬美佐子委員	37 番 片渕久司 委員	
  4. 欠席委員 (2 人)

12 番 川崎正明 委員	36 番 津田裕之 委員
--------------	--------------
  5. 議事日程
    - 第 1 議事録署名委員の指名
    - 第 2 (1) 農地法第 3 条の規定による許可申請について
    - (2) 農地法第 4 条の規定による許可申請について
    - (3) 農地法第 5 条の規定による許可申請について
    - (4) 令和 3 年白石町農用地利用集積計画 (10 号) の承認決定について
    - (5) 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について
- 報告事項
- (1) 合意解約の報告
- 業務連絡事項
- (1) 第 11 回農業委員会総会の日時及び場所
  - (2) その他
6. 農業委員会事務局職員

事務局長	久原正好
課長補佐兼農地農政係長	西村博幸
農地農政係長	永石智子
農地農政係	香月麻里

7. その他出席職員  
なし

## 8. 会議の概要

事務局長 それではただいまより、令和3年10月第10回白石町農業委員会総会を開会いたします。

会長 挨拶

事務局長 ありがとうございました。

本日は、12番 川崎正明委員と、36番 津田裕之委員から欠席の届け出がっております。

ただ今の出席委員は37名中35名で、定数に達しておりますので、総会は成立しております。

この後の議事進行につきましては、農業委員会会議規則により会長が務めます。それではお願いいたします。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、29番 香月藤芳委員、30番 香月一夫委員を指名いたします。これより議事に入ります。

---

### = 議案番号第159号 =

議長 はじめに、1.「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第159号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第159号。権利の種類は所有権移転、贈与です。

申請農地は、大字築切字一本杉〇〇番、畑155㎡、大字築切字二本黒木〇〇番、畑13㎡、大字遠江字松〇〇番、田2,854㎡、大字新拓〇〇番、田2,949㎡、計5,971㎡です。

譲渡人は、白石町大字築切〇〇番地（道目）〇〇氏、こちらは親の方です。

譲受人は、同じく白石町大字築切〇〇番地（道目）〇〇氏、こちらは子の方です。

許可後の耕作面積は、田5,803㎡、畑163㎡、計5,966㎡です。

稼働力は男2名、女1名です。

申請の事由は、相続時精算課税制度を適用した子に対する贈与でございます。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第159号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 159 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

= 議案番号第 160 号 =

議長 続きまして、議案番号第 160 号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 160 号、権利の種類は使用貸借権設定です。

申請農地は、大字遠江字新観音〇〇番、田 1,406 m<sup>2</sup>、同じく〇〇番、田 2,157 m<sup>2</sup>、同じく〇〇番、田 4,800 m<sup>2</sup>、大字遠江字八平〇〇番、畑 5,568 m<sup>2</sup>、大字新拓〇〇番、田 3,128 m<sup>2</sup>、同じく〇〇番、田 2,205 m<sup>2</sup>、田が 5 筆、13,696 m<sup>2</sup>、畑 1 筆 5,568 m<sup>2</sup>、計 19,264 m<sup>2</sup>です。

貸付人は、白石町大字遠江〇〇番地（新観音）〇〇氏、こちらは親の方です。

借受人は、同じく白石町大字遠江〇〇番地（新観音）〇〇氏、こちらは子の方です。

許可後の耕作面積は、田 72,072 m<sup>2</sup>、畑 5,678 m<sup>2</sup>、計 77,750 m<sup>2</sup>です。

稼働力は男 2 名、女 2 名です。

申請の事由は、経営移譲のため、後継者に対し使用貸借権の設定でございます。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 160 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 160 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

= 議案番号第 161 号 =

議長 続きまして、議案番号第 161 号を事務局に説明をお願いします。

事務局長 議案番号第 161 号。権利の種類は使用貸借権設定。

申請農地は、大字横手字仕合搦〇〇番ほか 27 筆、田 70,027.05 m<sup>2</sup>、大字戸ケ里字二本樟〇〇番ほか 2 筆、畑 7,204 m<sup>2</sup>、計 77,231.05 m<sup>2</sup>です。

貸付人は、白石町大字戸ケ里〇〇番地（戸ケ里）〇〇氏、こちらは親の方です。

借受人は、同じく白石町大字戸ケ里〇〇番地（戸ケ里）〇〇氏、こちらは子の方です。

許可後の耕作面積は、田 276,530 m<sup>2</sup>、畑 7,828 m<sup>2</sup>、計 284,358 m<sup>2</sup>です。

稼働力は男 3 名、女 6 名です。

申請の事由は、経営移譲のため、後継者に対し使用貸借権の設定でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 161 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 161 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

= 議案番号第 162 号 =

議長 続きまして、議案番号第 162 号を事務局に説明をお願いします。

事務局長 議案番号第 162 号。権利の種類は使用貸借権設定です。

申請農地は、大字堤字堤〇〇番ほか 19 筆、田 58,626 m<sup>2</sup>、大字福富下分字第二田淵〇〇番ほか 1 筆、畑 201 m<sup>2</sup>、計 58,827 m<sup>2</sup>です。

貸付人は、大町町大字大町〇〇番地（大町町）〇〇氏、こちらは親の方です。

借受人は、同じく大町町大字大町〇〇番地（大町町）〇〇氏、こちらは子の方です。

許可後の耕作面積は、田 138,826 m<sup>2</sup>、畑 201 m<sup>2</sup>、計 139,027 m<sup>2</sup>です。

稼働力は男 2 名、女 1 名です。

申請の事由は、経営移譲年金受給のため、後継者に対し使用貸借権の設定でございます。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 162 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 162 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

---

議長 続きまして、2.「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案番号第 163 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 163 号。

申請農地は、大字横手字新田竈〇〇番、畑 14 m<sup>2</sup>です。

申請者は、白石町大字横手〇〇番地（中南）〇〇氏です。

転用目的からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第 1 種農地。

農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、既存の施設の拡張でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、1 ページから 2 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。〇番 〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 9 月 27 日に事務局と現地確認を行いました。

申請地は、農地法の申請をしないまま、平成 7 年頃から宅地進入路として利用されております。

申請人も十分反省されており、申請地周辺の農地へも影響はなく、転用は止むを得ないと判断いたします。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございました。地元委員の補足説明が終わりました。

質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 163 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 163 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 164 号＝

議長 続きまして、議案番号第 164 号を事務局に説明をお願いします。

事務局長 議案番号第 164 号。

申請農地は、大字牛屋字四本谷〇〇番、田 139 m<sup>2</sup>、同じく〇〇番、畑 135 m<sup>2</sup>、計 274 m<sup>2</sup>です。

申請者は、白石町大字牛屋〇〇番地（西南）〇〇氏です。

転用目的からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第 2 種農地。

農地区分の該当事項は、第 3 種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね 10ha 未満であることとございます。

許可基準の該当事項としまして、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るものとございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、3 ページから 4 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願います。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。〇番 〇〇委員。

委員 〇番 〇〇です。

地元農業委員として 9 月 30 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、賃貸アパート用駐車場、進入路、庭の整備を目的とするものであります。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断致します。

なお、以前から既に無断で転用されていることについては十分指導しております。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 164 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 164 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

---

＝ 議案番号第 165 号 ＝

議長 続きまして、3.「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案番号第 165 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 165 号。権利の種類は使用貸借権設定です。  
申請農地は、大字福富字三本松〇〇番、田 959 m<sup>2</sup>です。  
貸付人は、白石町大字福富〇〇番地（上区）〇〇氏です。  
借受人は、同じく白石町大字福富〇〇番地（上区）〇〇氏です。  
転用目的からその他参考事項は、議案書のとおりです。  
農地区分は第 1 種農地。  
農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。  
許可基準の該当事項としまして、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものでございます。  
土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。  
議案の位置図は、5 ページから 6 ページをご覧ください。  
以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。  
○番 ○○委員。

委員 ○番の○○です。  
地元農業委員として 9 月 30 日に事務局と現地確認を行いました。  
今回の申請は、父親所有の農地を借り受けて、子が農業用コンテナ置場、倉庫、  
従業員駐車場の整備をするものです。  
周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長などからも同意を得られていること  
から、転用はやむを得ないと判断致します。  
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。  
質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 165 号に賛成の方の挙手を求めま  
す。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 165 号は原案のとおり申請  
を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

---

＝議案番号第 166 号＝

議長 続きまして、4. 議案番号第 166 号「令和 3 年白石町農用地利用集積計画（10 号）  
の承認決定について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第 166 号の「令和 3 年白石町農用地利用集積計画（10 号）について、  
ご説明いたします。

はじめに「所有権移転関係」でございます。今回は 3 件となっております。

詳細は 1 ページをご覧ください。

続きまして、「利用権設定関係」でございます。

2 ページから 3 ページに相対での設定が 9 件、4 ページから 6 ページの農地中間  
管理機構への利用権設定関係が 30 件、合わせて 39 件の計画が提出されており、賃  
借権設定が 38 件、使用貸借権が 1 件となっております。

区分の内訳として、新規が 35 件、また、新規のうち、自作地から新たに利用権  
設定をされるものが 11 件ありました。再設定は 4 件でした。

今回の利用権の総面積は196,829.00㎡です。

利用権設定を受ける借り手につきましては、個人によるものが8件、株式会社によるものが1件、農地中間管理機構によるものが30件となっています。

なお、今回の計画の中で未相続農地は7件となっています。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして42件とも承認が相当と判断いたします。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

事務局の説明が終わりました。

まず、所有権移転について審議します。

これにつきまして、質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長

ないようですので、採決に入ります。議案番号第166号(所有権移転)について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第166号(所有権移転)については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

議長

次に、利用権設定について審議します。

これについては、議事参与の制限がございまして、○番、○○委員、○番、○○委員は、該当する整理番号では発言を控えてください。

それでは、質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長

ないようですので、採決に入ります。議案番号第166号(利用権設定)について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第166号(利用権設定)については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

---

= 議案番号第167号 ～ 議案番号第176号 =

議長 続まして 5.「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。

議案番号第 167 号から議案番号第 176 号、農地の売渡し希望について事務局に説明を求めます。

事務局長 ご説明いたします。農地の売渡し希望でございます。

議案番号第 167 号。

申出農地は、大字東郷字四本楠〇〇番、田 2,384 m<sup>2</sup>、同じく〇〇番、田 1,732 m<sup>2</sup>、同じく〇〇番、田 5,345 m<sup>2</sup>、大字東郷字三本楠〇〇番、田 3,629 m<sup>2</sup>、計 13,090 m<sup>2</sup>でございます。

あっせん申出者は、白石町大字東郷〇〇番地（東郷移）〇〇氏です。

申請理由は、後継者なしのための農地処分でございます。

議案の位置図は、7 ページから 8 ページをご覧ください。

続まして、議案番号第 168 号。

申出農地は、大字遠江字満江搦〇〇番、田 3,458 m<sup>2</sup>でございます。

あっせん申出者は、白石町大字福田〇〇番地（福富移）〇〇氏です。

申請理由は、後継者なしのための農地処分でございます。

議案の位置図は、9 ページをご覧ください。

次に、議案番号第 169 号。

申出農地は、大字新拓〇〇番、田 4,439 m<sup>2</sup>、同じく〇〇番、田 3,494 m<sup>2</sup>、計 7,933 m<sup>2</sup>でございます。

あっせん申出者は、嬉野市塩田町大字五町田甲〇〇番地（嬉野市）〇〇氏です。

申請理由は、労働力不足による農地処分でございます。

議案の位置図は、10 ページから 11 ページをご覧ください。

議案番号第 170 号。

申出農地は、大字新拓〇〇番、田 3,575 m<sup>2</sup>、同じく〇〇番、田 2,276 m<sup>2</sup>、計 5,851 m<sup>2</sup>でございます。

あっせん申出者は、白石町大字新拓〇〇番地（新拓）〇〇氏です。

申請理由は、規模縮小による農地処分でございます。

議案の位置図は、12 ページをご覧ください。

続まして、議案番号第 171 号。

申出農地は、大字福富下分字興福二区〇〇番、田 4,755 m<sup>2</sup>でございます。

あっせん申出者は、白石町大字福富〇〇番地（東区）〇〇氏です。

申請理由は、負債整理のための農地処分でございます。

議案の位置図は、13 ページをご覧ください。

議案番号第 172 号。

申出農地は、大字福富下分字大福〇〇番、田 1,949 m<sup>2</sup>、大字福富下分字七搦〇〇番、田 2,305 m<sup>2</sup>、計 4,254 m<sup>2</sup>でございます。

あっせん申出者は、白石町大字福富下分〇〇番地（東六府方区）〇〇氏です。

申請理由は、後継者なしのための農地処分でございます。

議案の位置図は、14 ページから 15 ページをご覧ください。

議案番号第 173 号。

申出農地は、大字福富下分字大福〇〇番、田 1,677 m<sup>2</sup>でございます。

あっせん申出者は、佐賀市紺屋町〇番〇号（佐賀市）〇〇氏です。

申請理由は、後継者なしのための農地処分でございます。

議案の位置図は、16 ページをご覧ください。

議案番号第 174 号。

申出農地は、大字福富下分字大福〇〇番、田 5,888 m<sup>2</sup>でございます。

あっせん申出者は、杵島郡江北町大字佐留志〇〇番地（江北町）〇〇氏です。

申請理由は、遠方のための農地処分でございます。

議案の位置図は、17 ページをご覧ください。

議案番号第 175 号。

申出農地は、大字八平字八平〇〇番、畑 4,566 m<sup>2</sup>でございます。

あっせん申出者は、白石町大字福富下分〇〇番地（東六府方区）〇〇氏です。

申請理由は、高齢のための農地処分でございます。

議案の位置図は、18 ページをご覧ください。

議案番号第 176 号。

申出農地は、大字深浦字満江搦〇〇番、畑 121 m<sup>2</sup>、同じく〇〇番、田 6,104 m<sup>2</sup>、大字深浦字巽搦〇〇番、田 4,545 m<sup>2</sup>、同じく〇〇番、田 6,711 m<sup>2</sup>、大字深浦字大搦〇〇番、田 3,501 m<sup>2</sup>、計 20,982 m<sup>2</sup>でございます。

あっせん申出者は、福岡市西区西都〇丁目〇番〇号（福岡県）〇〇氏です。

申請理由は、後継者なしのための農地処分でございます。

議案の位置図は、19 ページから 21 ページをご覧ください。

以上、議案第 167 号から議案第 176 号です。

白石町農地移動適正化あっせん事業、実施要領 5 の(8)に農業委員の中からあっせん委員を 2 名指名すると定めてありますので、議案番号第 167 号から議案番号第 176 号までご審議のほどよろしくお願ひいたします。

なお、主となる予定のあっせん委員の氏名を議案書に記載しています。もうお一人のあっせん委員の番号と氏名をお願ひすることになります。

以上で説明を終わります。ご審議がたよろしくお願ひします。

議長 議案番号第 167 号から議案番号第 176 号まで、事務局の説明が終わりました。  
あっせん委員 2 名の選任についてよろしくをお願いします。

議長 議案番号第 167 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員をお願いします。

議長 議案番号第 168 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員をお願いします。

議長 議案番号第 169 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員をお願いします。

○番 ○番○○です。○○委員にお願いですが、地元の○○委員に補助員になってもら  
いたいですが、どうですか。

○番 はい。いいです。

議長 では、どうなりますか。

○番 ○番と○番の○○委員と○番○○委員の 3 人でお願いします。

議長 議案番号第 170 号。

○番 最初は、○○委員にお願いしようと思っておりましたが、同じく、場所が新拓の  
人です。169 号の○○さんと 170 号は田んぼも少ししか離れていないので、よかつ  
たら、○番○○委員にお願いしたいと思います。よろしいですか。○○委員もよろ  
しいですね。

議長 それでは、○番の○○委員でいいですか。

○番 はい。

議長 議案番号第 171 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員をお願いします。

議長 議案番号第 172 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 173 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 174 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 175 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 176 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 それでは、確認をいたします。

議案番号第 167 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 168 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 169 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 170 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 171 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 172 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 173 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 174 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 175 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 176 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

それでは、事務局の担当の職員をお願いします。

事務局長 事務局担当者については、議案書に書いておりますので確認をします。

議案番号第 167 号は、○○。議案番号第 168 号は、○○。議案番号第 169 号は、○○。議案番号第 170 号は、○○。議案番号第 171 号は、○○。議案番号第 172 号は、○○。議案番号第 173 号は、○○。議案番号第 174 号は、○○。議案番号第 175 号は、同じく○○。議案番号第 176 号は、○○でございます。

連絡調整につきましては、担当者へお願いします。

議長 あっせん委員になられた方は、よろしくをお願いします。

○番 あっせん委員は、こうやって指名されるのはいいのですが、最後まで責任もってしないといけないので、申し出者は財産を離しているわけですから。買う人も、これから買ってから利益を得てお金を払っていかなければいけません。うちの近くにも、9反画・6反画の1町5反を売りたいと思っておられますが、その方、本人が病気であと2年くらいしかもてないです。委員の責任について、議長からひと言、お言葉をいただきたいと思って発言しました。

議長 あっせん委員になられた方は、部落の代表で来られているので、そこら辺は、十二分にわかっておられると思います。責任を持って、職務にあたってもらいたいと思います。よろしくお願いします。

---

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、続いて報告事項に移ります。

事務局 (事務局より報告事項を行う)

1 合意解約の報告

議長 報告も終わりましたので、続きまして、業務連絡に入ります。事務局より業務連絡をお願いします。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)

業務連絡事項

- 1 第11回農業委員会総会の日時及び場所
- 2 その他

議長 それでは、全件終了しましたので、以上をもちまして本日の総会を閉会いたします。

閉会時刻 午前 10 時 00 分

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定に基づく議事の顛末を記録し、白石町農業委員会会議規則第 18 条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

白石町農業委員会

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員